

# 野外で「ごみ」を 燃やさないでください！

屋外での廃棄物（ごみ）の焼却は、農業（田畑）での野焼きなど例外を除いて法律で禁止されています。

ごみを家の敷地内などで燃やすと、煙やにおいて周辺の住民に迷惑をかけた、ダイオキシン等の有害な物質を発生させる恐れがあります。

不法にごみを焼却した場合、罰則もありますので、野外でのごみの焼却は絶対にしないようにお願いします。

## 農業用のビニールについて・・・

畜産（飼料）用のラップやハウス用のビニールについても、焼却しないようにお願いします。処分については、袋に入れず、紐などでまとめて最終処分場に搬入してください。

穴を掘っての焼却、ドラム缶での焼却、ブロック積み焼却は絶対に行わないでください。



## ◆罰則◆

野外焼却は、ごみの不法投棄やポイ捨てと同様に犯罪行為となります。違反すると懲役5年以下又は1,000万円以下の罰金又はその併科に処せられます。

### ◆お問い合わせ◆

役場建設課 環境衛生係  
TEL 56-3111